

国民健康保険制度について

平成30年11月10日

明石市市民生活局 市民生活室 国民健康保険課

1

はじめに

健康保険の種類

国民健康保険	自営業や会社を退職した方などが加入
被用者保険	①健康保険組合及び協会けんぽ 民間企業等に勤める方とその扶養者が加入
	②共済組合 公務員、私立学校の職員とその扶養者などが加入
後期高齢者医療制度	75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)が加入

2

目次

- 1 [国民健康保険の成り立ち](#)
- 2 国民健康保険制度の概要
- 3 明石市国保の現状
- 4 国民健康保険制度改正の概要
- 5 今後の方向性
- 6 保健事業について

3

1 国民健康保険の成り立ち

国民健康保険の成立 → 保険者間の負担の公平化

昭和34年	国民健康保険法施行
昭和36年	国民皆保険達成
昭和40年代	老人医療費無料化等による国保財政の危機
昭和58年	老人保健制度実施 ⇒ 各種保険者間の負担の公平化
平成20年	後期高齢者医療制度創設、退職者医療制度廃止
平成27年	国民健康保険法改正
平成30年	都道府県と市町村の共同運営開始

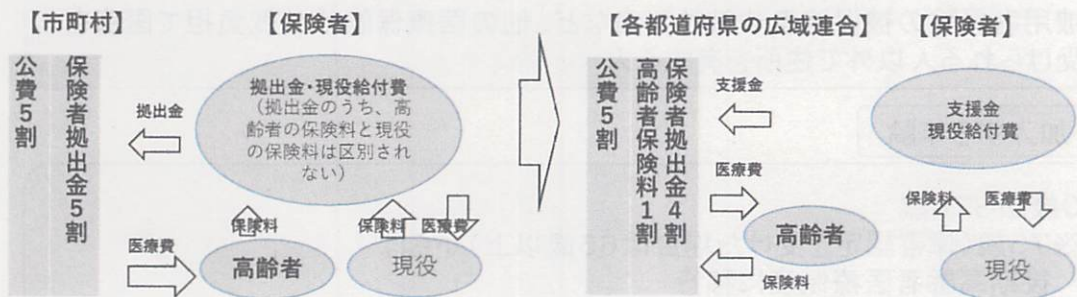
4

1 国民健康保険の成り立ち

老人保健制度 → 後期高齢者医療制度

旧老人保健制度

後期高齢者医療制度



目次

- 1 国民健康保険の成り立ち
- 2 国民健康保険制度の概要
- 3 明石市国保の現状
- 4 国民健康保険制度改正の概要
- 5 今後の方向性
- 6 保健事業について

2 国民健康保険制度の概要

国民健康保険の対象者は？

加入する人

被用者保険の被保険者や被扶養者など、他の医療保険や公費負担で医療を受けられる人以外で住所を有する人

加入する年齢

0歳から74歳
 ※75歳(障害認定を受けた場合は65歳以上)からは
 後期高齢者医療制度に移行

7

2 国民健康保険制度の概要

一部負担金の割合は？

年齢区分	一部負担の割合
小学校就学前まで	2割(本市は中学3年生まで無料)
小学校就学後から70歳未満	3割(同上)
70歳以上75歳未満 (高齢受給者証が交付される)	所得により2割又は3割 (但し、誕生日が昭和19年4月1日以前の人 は1割)

8

2 国民健康保険制度の概要

保険料の計算方法は？

(1) 保険料率等

	所得割の保険料率	均等割額	平等割額
医療給付費分	6.84%	27,100円	19,220円
後期高齢者支援金等分	2.60%	10,430円	7,860円
介護納付金分 (40歳以上65歳未満の加入者のみ対象)	2.28%	11,300円	5,500円

9

2 国民健康保険制度の概要

保険料の計算方法は？

(2) 保険料の算出方法

- ① 所得割額 (所得額 - 基礎控除33万円) × 保険料率
 - ② 均等割額 加入者数 × 均等割額
 - ③ 平等割額 1世帯 × 平等割額
- 上記の計算を「医療給付費」「後期高齢者支援金等分」「介護納付金分(40歳以上65歳未満の加入者のみ)」についておこなった合計額が保険料となる。

10

2 国民健康保険制度の概要

保険の給付内容は？

(1)療養給付費

医療機関や薬局で支払う一部負担金を除いた額を給付
平成29年度 205億円

(2)高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、
その超えた分が支給される。次表のとおり

11

2 国民健康保険制度の概要

保険の給付内容は？

(3)出産育児一時金

国保加入者が出産した場合、
世帯主に40万4千円～42万円を支給

(4)葬祭費

国保加入者が亡くなった場合、喪主に5万円を支給

(5)その他(入院時の食事代等)

12

2 国民健康保険制度の概要

高額療養費 適用区分 (70歳以上75歳未満)	自己負担額限度額(月額)	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 多数回該当(140,100円)	
Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 多数回該当(93,000円)	
Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数回該当(44,400円)	
課税所得 145万円未満の方	18,000円 年間上限144,000円	57,600円 多数回該当(44,400円)
Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

13

2 国民健康保険制度の概要

高額療養費 適用区分 (70歳未満)	所得要件	自己負担額限度額(月額)
ア	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 多数回該当(140,100円)
イ	600万円超 901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 多数回該当(93,000円)
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 多数回該当(44,400円)
エ	210万円以下	57,600円 多数回該当(44,400円)
オ	住民税非課税	35,400円 多数回該当(24,600円)

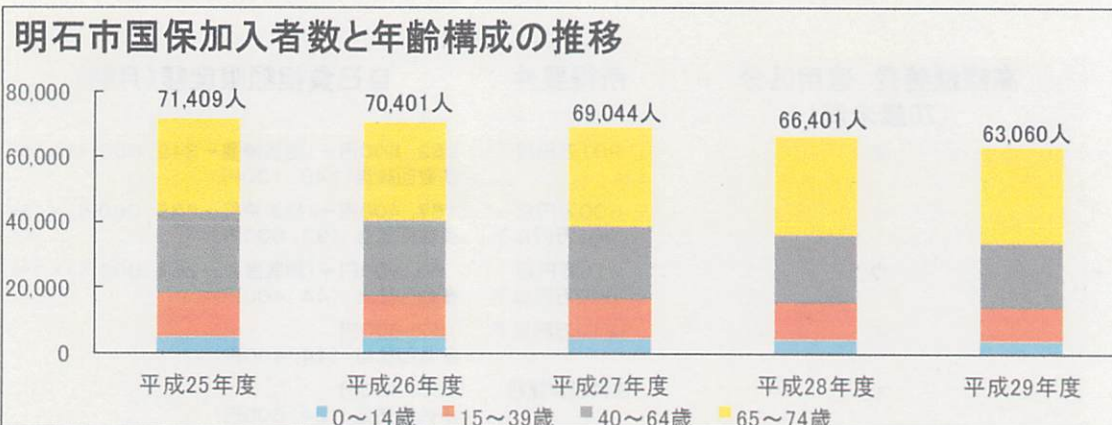
14

目次

- 1 国民健康保険の成り立ち
- 2 国民健康保険制度の概要
- 3 明石市国保の現状
- 4 国民健康保険制度改正の概要
- 5 今後の方向性
- 6 保健事業について

15

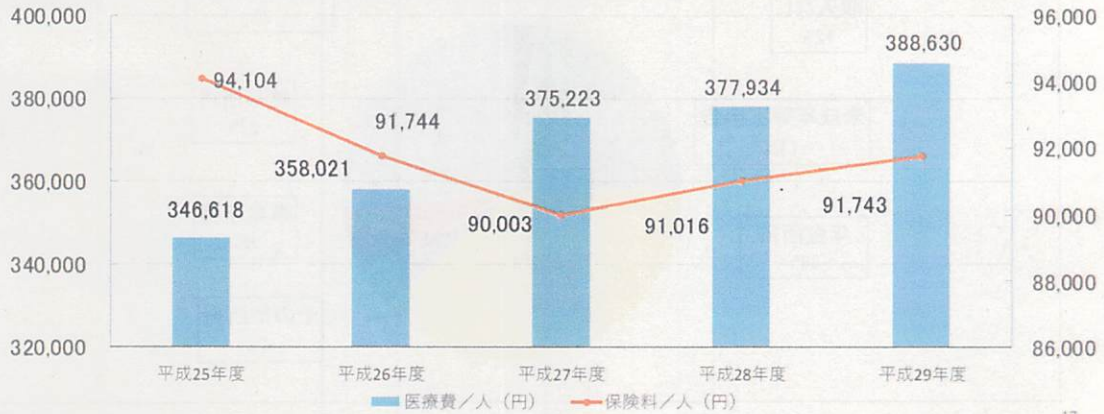
3 明石市国保の現状



16

3 明石市国保の現状

1人当たりの医療費と保険料の推移



17

3 明石市国保の現状

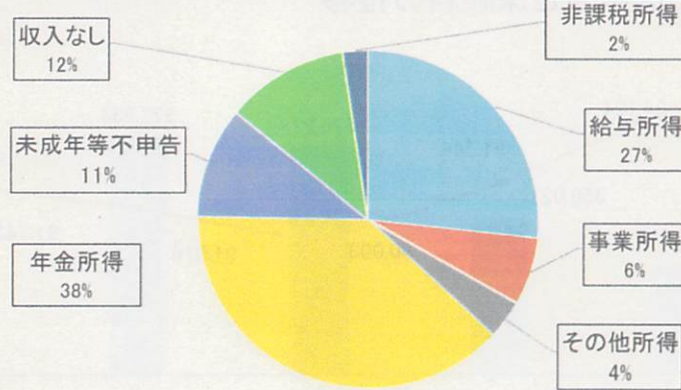
県下の国保の保険料、医療費の概況(平成28年度)

市町名	1人当たり保険料(円)	1人当たり医療費(円)
明石市	91,016	377,934
神戸市	91,716	368,392
尼崎市	95,965	372,854
西宮市	93,304	366,507
洲本市	97,058	380,122
加古川市	86,235	378,104
姫路市	87,638	358,224
県下41市町の平均	92,533	372,602

出典:兵庫県HP 18

3 明石市国保の現状

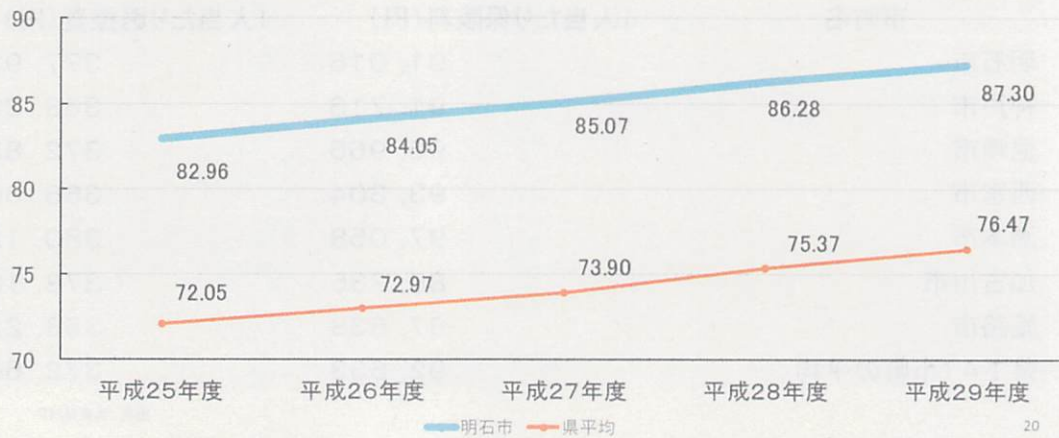
国保加入者の所得区分(平成28年度)



19

3 明石市国保の現状

保険料の収納率の推移(%)



20

3 明石市国保の現状

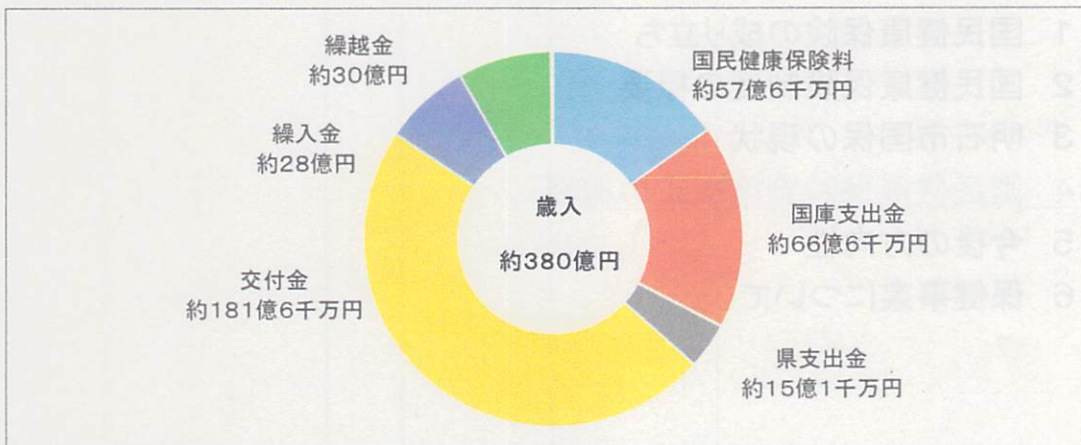
保険料の減額について

軽減理由	軽減の対象			判定基準	
	所得割	均等割	平等割		
国の定める所得基準を下回る世帯				平成29年中の世帯主及び被保険者全員の所得額の合計が	
		○	○	33万円以下	7割軽減
				33万円+(27.5万円×被保険者数)以下	5割軽減
				33万円+(50万円×被保険者数)以下	2割軽減

21

3 明石市国保の現状

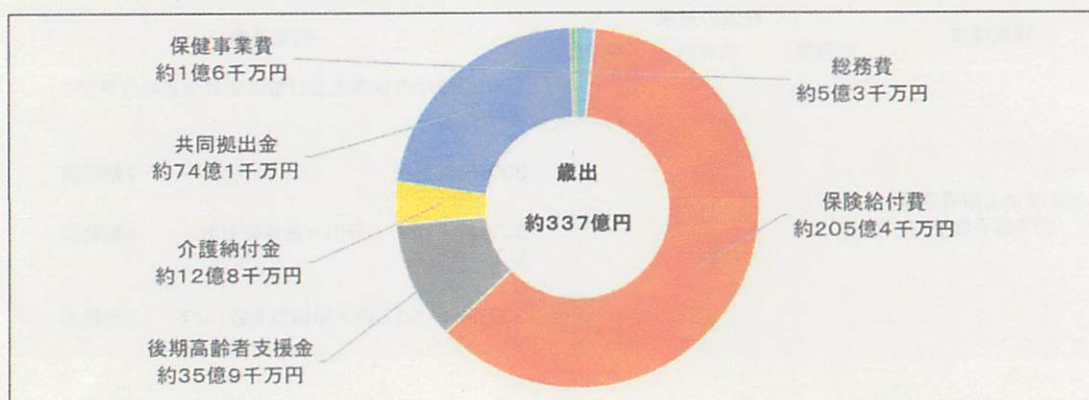
H29 明石市国民健康保険事業特別会計 決算(歳入)



22

3 明石市国保の現状

H29 明石市国民健康保険事業特別会計 決算(歳出)



23

目次

- 1 国民健康保険の成り立ち
- 2 国民健康保険制度の概要
- 3 明石市国保の現状
- 4 国民健康保険制度改正の概要
- 5 今後の方向性
- 6 保健事業について

24

4 国民健康保険制度改正の概要

- (1) 国保制度改正の背景
- (2) 国保制度改正の要点
- (3) 国保における県と市の役割分担

25

4 国民健康保険制度改正の概要

(1) 国保制度改正の背景

昭和34年 国民健康保険法施行

昭和36年 国民皆保険達成

昭和40年代は加入者の7割は農林水産業者、自営業者

⇒ 現在は8割近くが年金生活者、非正規労働者

問題点

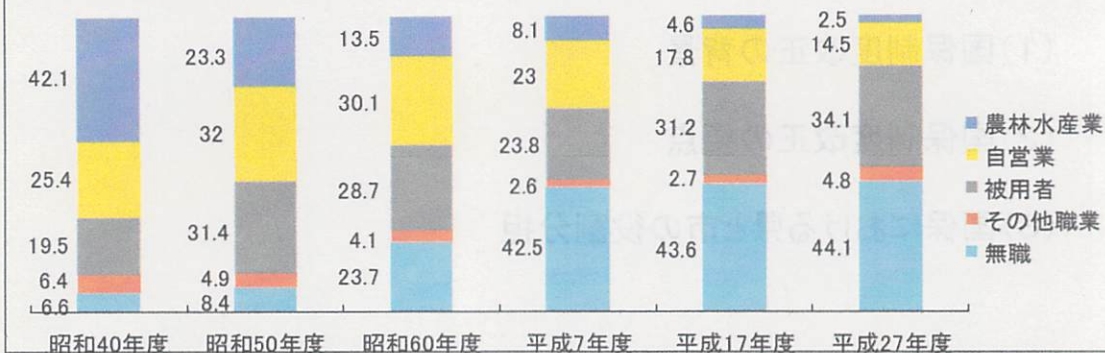
- ・加入者の年齢構成が高く、医療費水準も高い。
- ・加入者の所得水準が低く、保険料負担が重い。
- ・小規模な保険者(自治体)が多く、財政運営が不安定

26

4 国民健康保険制度改正の概要

(1) 国保制度改正の背景

全国の国保加入者の職業別構成割合(%)



出典：厚生労働省保健局「国民健康保険実態調査」

27

4 国民健康保険制度改正の概要

(1) 国保制度改正の背景

各保険者の比較(平成27年度)

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保
加入者平均年齢	51.9歳	36.9歳	34.6歳
65～74歳の割合	39.5%	6.4%	3.1%
医療費／人	35.0万円	17.4万円	15.4万円
平均保険料／人	8.4万円	10.9万円	12.2万円
公費負担	給付費等の50%+ 保険料軽減等	給付費等の 16.4%	後期高齢者支援金 等の負担が重い保 険者への補助

28

4 国民健康保険制度改正の概要

(2) 国保制度改正の要点

- 県が市町とともに国保の運営を担う
- 県が国保財政の責任主体となる
- 被保険者証の発行や保険料の賦課・徴収はこれまでどおり市町村がおこなう
- 保険料の算定方法見直しにより、資産割を廃止
※資産割の廃止は全国一律ではない

29

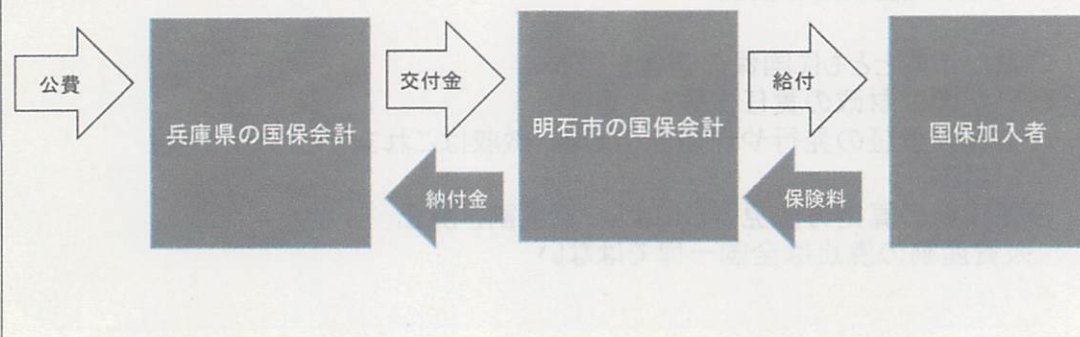
4 国民健康保険制度改正の概要

平成30年度以降	県	○県は、市町の医療水準や所得水準により、市町の納付金の額を定める。 ○市町の保険給付費を全額負担する。
	市	○納付金を県に納める。 ○納付金が納められるように保険料率を決定する。 ○被保険者証を発行し、保険料を賦課・徴収する。
平成29年度以前	県	○国民健康保険事業の運営が健全に行われるように市町を指導する。
	市	○保険給付費の見込みをもとに保険料率を決定する。 ○被保険者証を発行し、保険料を賦課・徴収する。 ○保険給付費を負担する。

30

4 国民健康保険制度改革の概要

県・市の財政の仕組み



31

4 国民健康保険制度改革の概要

(2) 国保制度改革の要点

- 国が国保財政支援として3,400億円を投入することで、保険料を抑制する。
- 県が国保財政を担うことで、市町の国保財政を安定化させる。
- 県下統一の運営方針に沿った運営をすることで、市町の事務を標準化する。

32

目次

- 1 国民健康保険の成り立ち
- 2 国民健康保険制度の概要
- 3 明石市国保の現状
- 4 国民健康保険制度改正の概要
- 5 今後の方向性
- 6 保健事業について

33

5 国保の今後の方向性

- 医療費の適正化
 - ①特定健診、特定保健指導の充実
 - ②ジェネリック医薬品の使用促進
 - ③重複服薬の適正化
 - ④生活習慣病の重症化予防
- 保険料徴収の適正化



国は、経営努力している保険者に重点的に交付金を交付

34

目次

- 1 国民健康保険の成り立ち
- 2 国民健康保険制度の概要
- 3 明石市国保の現状
- 4 国民健康保険制度改正の概要
- 5 今後の方向性
- 6 保健事業について

35

6 保健事業について

市町村及び組合は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。
(国民健康保険法第82条第1項)

↓

疾病の早期発見、早期治療による重症化予防

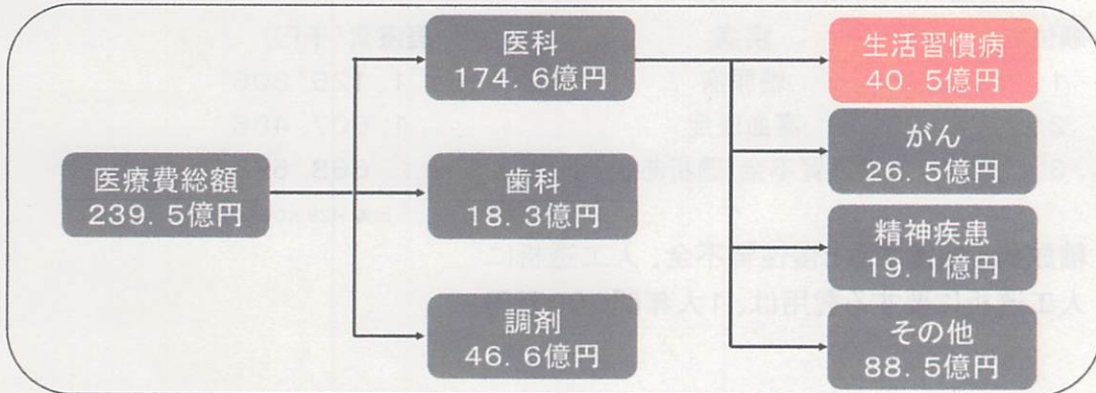
↓

健康寿命を延ばし、医療費を削減する

36

6 保健事業について

生活習慣病の予防が大事



出典：H28レセプトデータ

37

6 保健事業について

明石市の死因別死亡割合

順位	死因	割合
1	がん	30.4%
2	心疾患	13.4%
3	脳血管疾患	11.3%

出典：H28 兵庫県保健統計年報

※生活習慣病

糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、脳血管疾患、動脈疾患等

メタボの人は、生活習慣病になりやすい。

生活習慣病の人は、心臓病や脳卒中になりやすい。

38

6 保健事業について

明石市の疾病別医療費(入院外)

順位	疾病	医療費(千円)
1	糖尿病	1,125,306
2	高血圧症	1,007,486
3	慢性腎不全(透析あり)	668,598

出典: H28 KDBシステム

糖尿病を放置すると慢性腎不全、人工透析に
人工透析に要する費用は、1人年間500万円

39

6 保健事業について

特定健診受診率(%)

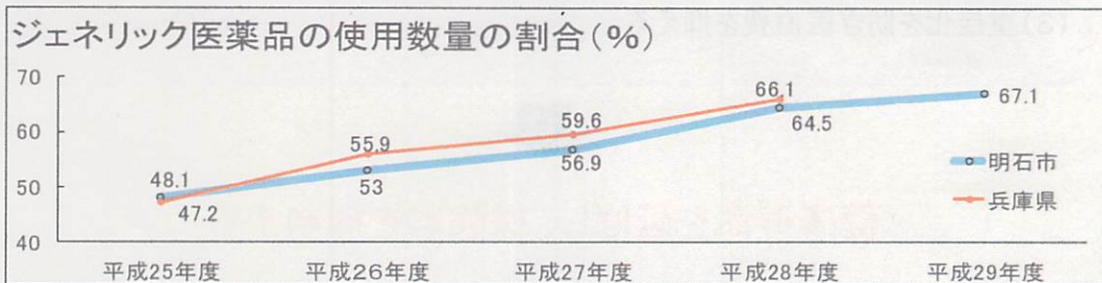


40

6 保健事業について

ジェネリック医薬品の使用割合

※ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が切れてから製造販売される新薬と同一の効能・効果をもつ医薬品



41

6 保健事業について

重複服薬の状況

- (1) 複数の医療機関から同じ成分の医薬品を処方されている事例が多い
- (2) 代表的なものは、胃薬と血圧を下げる薬



お薬手帳の活用を

42

6 保健事業について

大事なことは

- (1) 食事と運動に気をつけて生活習慣病を予防する
- (2) 特定健診を受診して病気の早期発見・早期治療
- (3) 重症化を防ぎ医療費を抑える



健康寿命を延ばし、保険料を抑制する

43